**住宅用家屋証明書**

　　特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

　（イ）第41条　　　（ａ）新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ｂ）建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令　　　　　　　　　　　　特定認定長期優良住宅

　　（ｃ）新築されたもの

　　　　　　　　　 　　（ｄ）建築後使用されたことのないもの

　　認定低炭素住宅

　　（ｅ）新築されたもの

　　（ｆ）建築後使用されたことのないもの

　（ロ）第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

　　　（ａ）第42条の2の2に規定する特定の増改築等がなされた家屋で

　　　　 宅地建物取引業者から取得したもの

　　　（ｂ）（ａ）以外

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （ハ）新築

の規定に基づき、下記の家屋　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （二）取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所 |  |
| 申請者の氏名 |  |
| 家屋の所在地 |  |
| 取得の原因  （移転登記の場合） | （１）売買　　　　　（２）競落 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　　日

う証第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　うるま市長　中村　正人